

平成 2 8 年 5 月 6 日開催

第 2 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成28年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成28年5月6日(金)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 14時 6分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 15人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	上野	善博
委 員	1番	菅井	誠
委 員	3番	梶田	政實
委 員	4番	鈴木	和弘
委 員	5番	林	秀和
委 員	7番	早川	剛司
委 員	8番	中村	肇
委 員	9番	岡田	一司
委 員	10番	菅井	美徳
委 員	11番	遠藤	政彌
委 員	12番	服部	紘雄
委 員	13番	大河原	正一
委 員	14番	石丸	博雄
委 員	16番	小野	人司

5. 欠席委員 3人

委 員	2番	西原	弘子
委 員	6番	須藤	智弘
委 員	15番	相田	幸博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

委 員	1番	菅井	誠
委 員	10番	菅井	美徳

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	河本 伸二
農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	阿部 文明
農地・農業振興担当係長	大西 晋吾
農地・農業振興担当主任	原 吉生

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された平成28年度第2回（H28.5.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人員は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席委員数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、1番菅井（誠）委員、10番菅井（美）委員の両名を指名します。

議長 次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

各種会議・研修会等の日程報告と参加者

1. H28.4.6（水）13:30～

第1回農業委員会総会

2. H28.4.7（火）～8（金）12:00～

平成28年度オホーツク農業委員会連合会第93回通常総会及び平成28年度地区別農業委員会会長・事務局長会議【ホテル黒部】新国会長、河本事務局長出席

【内容】

平成27年度オホーツク優良農村青年表彰が行われ、遠軽町からは●●●さんが表彰されています。総会では、平成27年度事業報告と収支決算、平成28年度事業計画と収支予算案が提案され、承認を受けています。

3. H28.4.26（火）13:30～

平成28年度遠軽町農業推進協議会総会及び平成28年度遠軽町農業再生協議会総会【遠軽町役場3階大会議室】新国会長、小川係長出席

【内容】

平成27年度各種事業実績報告と平成28年度各種事業予算についての説明がありました。また、平成27年農作物調査の報告が行われ、今回資料として配布しております。

◆今後の予定

各種会議・研修会等の日程報告と参加依頼

1. H28. 5. 19 (木) 10:00～

平成28年度農業者年金業務新任職員研修会【札幌市自治労会館】事務局職員出席予定

2. H28. 5. 20 (金) 10:00～

平成28年度農業者年金業務担当者研修会【札幌市自治労会館】事務局職員出席予定

3. H28. 5. 25 (水)～5. 28 (土)

平成28年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会
全国農業委員会会長大会【文京シビックホール】
北海道選出国會議員要請集会【千代田区星陵会館】
新国会長出席予定

4. H28. 6. 6 (月) 13:30～

第3回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、予めご了承をお願いします。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」の説明をいたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町●●●●

●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町●●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況全て畑」・面積 (㎡) 「34, 839」

3 通知の理由

平成26年6月17日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

この件につきましては、解約後の農地につきましては議案第5号で新たに賃貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・現況地目「畑」・面積(m²)
「427」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
既存住宅が老朽化してきたので住宅を新築する。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
427 m²

4 農用地区域除外の理由
農家住宅の新築のため
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

この件につきましては、申請者が農家住宅を新築するための計画変更申請があった件でございます。
場所につきましては、次のページをご参照願います。
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

所有権移転でございます。
整理番号1・所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計11,023」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●●●●」・労働力（人）「4」・経営面積（㎡）「畑294,129」・申請理由「競売物件を取得する」

本申請は、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

この件につきましては、4月総会で買受適格者証明を受けて参加した競売入札で当該農地を落札したので、所有権移転登記の許可を求める件でございます。図面については、4月総会議案に掲載しておりますので今回は割愛しております。
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」

についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」については、
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議
題とします。

事務局から議案説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いた
します。

議案書をご覧ください。

1 申請人の住所氏名

遠軽町●●●

●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は
全て畑」・面積（㎡）「427」

3 申請の理由

既存住宅が老朽化してきたので住宅を新築する。

4 施設の概要

名称「農家住宅」・棟数「1」・面積（㎡）「67」

場所につきましては6ページを、配置図につきましては次のページを
ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」
の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の6件を議題とします。
事務局から議案説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の6件を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号22～整理番号26までは、賃貸借でございます。
整理番号22、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「34,839」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.6.1」・終期「H38.3.31」・期間「9年10ヶ月」・金額「年87,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地について、新たな借主と協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号23、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計 39,455」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.6.1」・終期「H38.3.31」・期間「9年10ヶ月」・金額「年160,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(整理番号22同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号24、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「2筆合計 35,966」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.6.1」・終期「H38.3.31」・期間「9年10ヶ月」・金額「年100,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(整理番号22同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号25、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 27,400」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.6.1」・終期「H29.3.31」・期間「10ヶ月」・金額「年82,200」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(整理番号22同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号26、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「3筆合計 35,199」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28.5.13」・終期「H33.5.12」・期間「5年」・金額「年60,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(整理番号22同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主が相続した農地を借主と協議の結果、新たに賃貸借を設定する件でございます。

整理番号27につきましては、使用貸借でございます。

所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿-山林・現況-畑」・面積(m²)「2,090」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸借」・法律関係「使用貸借」・始期「H28.6.1」・終期「H38.3.31」・期間「9年10ヶ月」・金額「無償」
(整理番号22同様、議案より地番、面積等の詳細を説明)

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、平成29年度から開始される安国地区道営土地改良事業の実施予定地であり、要件を満たすため貸主・借主が協議の結果、新規で使用貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第5号「整理番号22」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第5号「整理番号23」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:51~13:52)

議 長 再開します。
これより、議案第5号「整理番号23」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第5号「整理番号23」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第5号「整理番号23」についての審議が終了しましたので「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩します。(13:52~13:52)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第5号「整理番号23」については、原案のとおり決定したので、その旨を報告します。

議 長 暫時休憩します。(13:53~13:53)

職務代理者 再開します。
次に、議案第5号「整理番号24」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですの

で、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（13：54～13：54）

職務代理者 再開します。
これより、議案第5号「整理番号24」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第5号「整理番号24」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

職務代理者 続いて、議案第5号「整理番号25」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第5号「整理番号25」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

職務代理者 議案第5号「整理番号24」及び「整理番号25」についての審議が終了しましたので「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩します。（13：55～13：55）

職務代理者 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第5号「整理番号24」及び「整理番号25」については、原案のとおり決定したので、その旨を報告します。

職務代理者 暫時休憩します。（13：56～13：56）

議長 再開します。
次に、議案第5号「整理番号26」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：57～13：57）

- 議 長 再開します。
これより、議案第5号「整理番号26」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第5号「整理番号26」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 議案第5号「整理番号26」についての審議が終了しましたので「●番
●●委員」を入室させます。
暫時休憩します。(13:58~13:58)
- 議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第5号「整理番号26」については、原案のとおり決定したので、
その旨を報告します。
- 議 長 次に、議案第5号「整理番号27」についての質疑を行います。「農
業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係
する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:59~13:59)
- 議 長 再開します。
これより、議案第5号「整理番号27」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第5号「整理番号27」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 議案第5号「整理番号27」についての審議が終了しましたので「●番
●●委員」を入室させます。
暫時休憩します。(14:00~14:00)
- 議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。

議案第5号「整理番号27」については、原案のとおり決定したので、その旨を報告します。

議長 次に、議案第6号「現況証明願いについて」の6件を議題とします。
事務局から議案説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「現況証明願いについて」の6件を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号1、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「3,906」・申請者「●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番須藤委員、17番上野委員、5番林委員」
申請地につきましては、22ページをご参照願います。
(議案より地番、面積等詳細を説明)

この件につきましては、農振地域例外地であり以前より原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番須藤委員、17番上野委員、5番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号2、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外13筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「14筆合計84,934」・申請者「●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番西原委員、8番中村委員、3番梶田委員」
申請地につきましては、23ページをご参照願います。
(整理番号1同様、議案より地番、面積等詳細を説明)

この件につきましては、現地はいずれも原野や山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番西原委員、8番中村委員、3番梶田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号3、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「323」・申請者「●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番小野委員、11番遠藤委員、15番相田委員」
申請地につきましては、24ページをご参照願います。

(整理番号1同様、議案より地番、面積等詳細を説明)

この件につきましては、農振地域例外地であり都市計画区域内の第1種中高層住居地域内にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番小野委員、11番遠藤委員、15番相田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号4、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「495」・申請者「●●● ●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「4番鈴木委員、10番菅井(美)委員、15番相田委員」

申請地につきましては、25ページをご参照願います。

(整理番号1同様、議案より地番、面積等詳細を説明)

この件につきましては、農振地域例外地であり都市計画区域内の準工業地域内にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、4番鈴木委員、10番菅井(美)委員、15番相田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号5、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「317」・申請者「●●● ●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番菅井(美)委員、4番鈴木委員、15番相田委員」

申請地につきましては、26ページをご参照願います。

(整理番号1同様、議案より地番、面積等詳細を説明)

この件につきましては、農振地域例外地であり都市計画区域内の第1種中高層住居地域内にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番菅井(美)委員、4番鈴木委員、15番相田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿

一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「9, 648」・申請者「●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、14番石丸委員、5番林委員」

申請地につきましては、27ページをご参照願います。

（整理番号1同様、議案より地番、面積等詳細を説明）

この件につきましては、現況が建物と住宅が建っており、一部が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、14番石丸委員、5番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第6号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号1」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号2」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号3」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号4」については、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号5」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号5」については、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号6」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号6」については、原案のとおり決定することにご
異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で本日提案しました全ての案件の審議が終了いたしました。
これもちまして、平成28年度第2回の農業委員会総会を閉会します。